

しろうわ

2

FEBRUARY

Public Relations SHOWA Town

月号



新成人おめでとう！！

1月7日(日)平成19年第60回昭和町成人式が開催されました。

今年本町で新たに大人の仲間入りをした方は、202名です。

出席したみなさんは、久しぶりに会った友達と昔の話や写真を撮ったりして盛り上がっていました。

CONTENTS (おもな内容)

- 税の申告のお知らせ
- 老人保健のみなさまへ
- 善意ありがとうございました
- 井戸を掘られる方へ
- 国保だよりNo. 36

昭和町公式ホームページに今すぐアクセス！⇒
QRコード(二次元バーコード)の読み取りに対応した携帯電話をお使いの方は、右のQRコードを読み取ることで、簡単にアクセスができます。
なお、接写モードで認識しにくいときは、標準モードに切り替えたり、カメラの明るさの設定を暗くしてみてください。



申告会場は役場
庁舎裏別棟2階
会議室です

税の申告のお知らせ

問合せ 役場税務課 住民税係 (☎ 275-2111 内線 221)

いよいよ確定申告も間近となりましたが、自営業のみなさん、農家のみなさん、申告の準備はもうお済みでしょうか？

町では昨年から申告会場を庁舎裏の別棟2階会議室に移し、今年も2月16日(金)(2月16日午後は休み)から3月15日(木)まで申告相談を行います。申告期間中は混雑を避けるため、地区別に申告相談日を設けています。また、本年は2月25日(日)に限り、相談及び申告書の受付を行います。平日に申告できない方など、地区の限定はありませんのでご利用ください。

申告相談は2月16日から

申告は、町・県民税(住民税)や国民健康保険税を正しく算出する基礎となるほか、各種税証明書を発行するときの資料となる大変重要な手続きです。

申告相談は2月16日(金)から3月15日(木)の下記日程で、申告会場を昨年から庁舎裏の別棟2階の会議室に変更しましたので申告される方は、役場庁舎南側の押原中学校との間の外階段を上り、最初の会議室が会場になりますので、階段の上り下りで大変かと思いますが、ご協力をお願いいたします。なお、1階事務室の税務課窓口での受付は実施しませんので、ご注意ください。

所得税の申告が必要な方

- ◎ 税務署から申告書が郵送された方
- ◎ 営業、農業、不動産所得等の1年間の所得金額の合計額が、所得控除の合計を超える方
- ◎ 土地・建物を譲渡(交換を含む)した方
- ◆ サラリーマンの確定申告
大部分のサラリーマンは、年末調整で所得税の納税を完了しますが、次のような場合は、確定申告をしなければなりません。

地区別申告相談日程表

相談日	対象地区
2月16日(金) (2月16日午後は休み) 2月22日(木)	西条一区 西条二区 清水新居
2月23日(金) 3月1日(木)	西条新田 押越島 河東中
3月2日(金) 3月8日(木)	紙漉阿原 築地新居 飯喰西
3月9日(金) 3月15日(木)	上河東 上河東二区

相談時間 【午前】9時～11時30分
【午後】1時～4時

*混雑の状況により、受付時間が繰り上がる場合があります。

相談場所 役場庁舎裏別棟2階会議室
問合せ 役場税務課 住民税係
(☎ 275-2111 内線 221・222)

*本年は2月25日(日)に限り申告相談及び申告の受付を行います。地区の限定はありません。

※2月26日(月)・27日(火)
税理士による消費税及び所得税の無料
申告相談会(消費税について相談ください)

◎ 平成18年中の給与収入の合計額が2,000万円を超える方

◎ 給与を1カ所から受けている方で給与以外の所得が20万円を超える方
◎ 給与を2カ所以上から受けている、年末調整されなかった給与収入と給与以外の所得が20万円を超える方

◎ 年末調整した内容に変更がある方

- ◆ 確定申告で税金が戻ります
確定申告をする義務のない方も次のような場合は、確定申告で所得税が戻ることがあります。
- ◎ マイホームをローン等で取得した場合
- ◎ 多額の医療費を支払った場合
- ◎ 災害や盗難にあった場合
- ◎ 年の途中で退職し、年末調整を受けなかった場合

町・県民税の申告が必要な方

平成19年1月1日現在昭和町に住所があり、平成18年1月1日～12月31日の間に所得があった方は申告が必要です。

なお、前年実績などをもとに申告が必要と思われる方には、あらかじめ「町民税・県民税・国民健康保険税・介護保険料申告書」をお送りします。申告書を受け取られた方は、所得がなかった場合でも申告書に理由を記入して提出してください。
国民健康保険に加入されている方は、所得の有無にかかわらず必ず申告してください。
特に所得がなかった方は、申告しないと、保険税の軽減(割引)

や高額医療費の非課税世帯の適用が受けられません。

また、所得証明などの公的証明を必要とする方も、申告が必要です。ただし、次に該当する方は町・県民税の申告の必要はありません。
◎ 税務署に所得税の確定申告書を提出する方

◎ 給与所得のみのサラリーマン、または、公的年金のみを支給されている方で、勤務先または支払い者から役場に支払報告書が提出されている方

◎ 町内に住んでいる方の扶養親族として申告されている方

住宅ローン減税について

住宅ローン減税とは、居住者が

住宅の取得等をして、これらの新築家屋等を平成20年12月31日までの間にその方の居住の用に供した場合において、その方が一定の住宅借入金等を有するときは、その居住の用に供した年以後10年間（平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合は15年間）の各年末の借入金残高に応じて一定額を所得税から控除することができる制度のことです。ただし、合計所得額が3,000万円を超える年は除かれます。

◆土地の借入金も控除の対象

平成11年1月1日以降において適用対象となる住宅借入金等の範囲に、居住用家屋の新築または新築住宅、もしくは既存住宅の購入と共に土地または土地の上に存する権利の取得に充てるための借入金で一定の要件を満たすものについても対象となります。

◆住宅ローン減税を受ける時に必要な書類

- 売買契約書・建築請負契約書
- 住宅の登記簿謄本（法務局で発行）
*土地の登記簿謄本は土地の借入金がある場合に必要
- 住宅取得資金にかかわる借入金の年末残高証明書（金融機関で発行）
- 住民票抄本（住民登録の役場）
- 給与等の源泉徴収票（原本）
- 金融機関の口座番号（本人）

税理士会の無料申告相談窓口

税理士会による、還付申告指導（年金及び医療費控除）の無料申告相談会を開催いたします。

◎小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者や給与所得者の所得税の申告を対象としています。複雑な方、譲渡所得及び贈与税の相談の方はご遠慮ください。

会場	月日	時間
昭和田役場 別棟2階会議室	2月26日(月)・ 27日(火)	いずれも 午前10時 ～ 午後4時
	2月16日(金) 2月18日(日)～ 23日(金)	
甲府市総合 市民会館	2月26日(月)～ 3月2日(金)	
	3月2日(金)	
	3月5日(月)	

甲府税務署からのお知らせ

平成18年分の申告書作成会場は昨年に引き続き次の会場です。

所在地

甲府市中央1-5-12 甲府銀座ビル（旧トポス）3階

開設期間

平成19年1月22日(月)～4月2日(月)まで（土、日曜及び祝日を除く。ただし、2月18日(日)と25日(日)は開設いたしません。）

時間

午前9時～午後5時

*右記期間中、甲府税務署の庁舎内には申告書作成場所は設置しておりませんのでご注意ください。

◎平成18年分の申告書の受付・相談及び納税の期限は、次のとおりです。

所得税

2月16日(金)～3月15日(木)

贈与税

2月1日(木)～3月15日(木)

平成18年中に、個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券等の財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産の合計額が、110万円を超える方や「相続時精算課税」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。

贈与税の納付には、振替納税を利用することができませんので、3月15日(木)までに銀行や郵便局等で納付書により納付してください。

個人事業者の消費税及び地方消費税

期限は4月2日(月)までです。

消費税の確定申告が必要な方は、平成16年分の課税売上高が、1,000万円を超える個人事業者及び「消費税課税事業者選択届出書」を提出した個人事業者です。

◎還付申告の方は、2月15日(木)以前でも申告書

申告の時に持ちいただくもの

該当する方	持 ち 物
全 員	印鑑 社会保険料（国民健康保険税、国民年金、農業者年金等）や小規模企業共済等掛金の領収書または証明書 *国民年金保険料の控除証明書と領収書は忘れずにお持ちください 生命保険や損害保険の控除証明書など 本人名義の預貯金口座番号の分かるもの（所得税の還付がある場合必要）
給 与 所 得 者	源泉徴収票（原本）または給与支払明細書
公的年金等受給者	源泉徴収票（原本）・互助年金計算書
事 業 所 得 者	仕入れ・売上の帳簿や必要経費の領収書
農 業 所 得 者	農業所得計算書・出荷証明書
上記以外の所得がある方	その収入や必要経費が分かる書類
本人または扶養親族が障害者の方	身体障害者手帳など
雑損控除や医療費控除を受けようとする方	火災証明や損害証明書、医療費の領収書または支払証明書（医療費通知は証明になりません）及び保険などで補てんされた金額の明細書
寄付金控除を受けようとする方	特定団体へ支出した寄付金の領収書

を提出することができます。納税には安心、便利な口座振替をご利用ください。振替納税を利用される方は、3月15日(木)までに「振替依頼書」を税務署へ提出してください。

平成18年分の確定申告の振替日は、所得税4月20日(金)、消費税4月26日(木)です。詳しくは甲府税務署へお尋ねください。
(☎2333-3111)

ホームページで所得税・消費税の確定申告書が作成できます。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成（プリントアウト）した確定申告書を税務署に提出することができます。国税庁ホームページのアドレスは <http://www.ntago.jp> タックスアンサーホームページのアドレスは <http://www.taxanswer.ntago.jp>

老人保健のみみなさまへ

こんなときは届出を



こんなとき	届出に必要なもの
一定の障害（寝たきりなど）のある方が 65 歳になったとき	国民年金証書・身体障害者手帳・医師の診断書のいずれか、保険証、印鑑
他の市町村へ転出するとき	老人保健医療受給者証、印鑑
他の市町村から転入してきたとき	保険証、負担区分証明書、印鑑
町内で住所が変わったとき（転居）	保険証、老人保健医療受給者証、印鑑
現在加入している医療保険が変わったとき	新しい保険証・老人保健医療受給者証、印鑑
生活保護を受けるようになったとき	保険証、老人保健医療受給者証、印鑑
死亡したとき	死亡した方の老人保健医療受給者証、印鑑

《老人医療費助成金支給制度（68歳・69歳）からお知らせ》

平成 17 年 4 月 1 日から新制度に変わっております。

《新制度》

町内に住所のある方で医療保険に加入している方のうち、68歳・69歳の方で、同じ世帯の全員が市町村民税非課税の方。*老人保健該当の方は除きます。

問合せは、役場町民窓口課老人保健担当（☎ 275-2111 内線 300）まで

乳幼児医療費助成金 申請書提出時のお願い

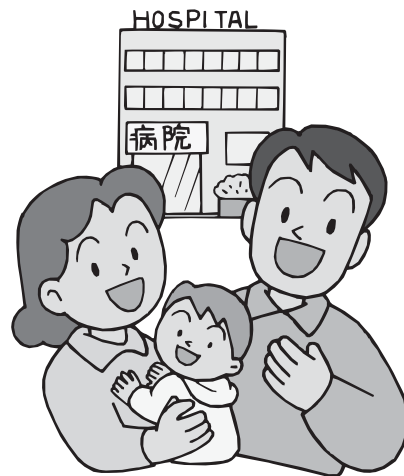
対象乳幼児

◆ 0歳から5歳未満の乳幼児◆ …………… 通院

- * 5歳の誕生日の前日の月までが対象です
- * 1日生まれのお子さんは前月末日までが対象です

◆ 0歳から小学校入学前まで◆ …………… 入院

- * 未就学児
- * 6歳の誕生日以後の3月診療分までが対象です



* 注意してください *

- * 診療月の翌月の10日以降でないといと前月分の提出はできません。(医療機関が1カ月分を取りまとめる際に保険の変更や過誤などが見つかри、診療点数に変更が生じる可能性があるからです)
- * 領収書は月ごと医療機関ごとにひとつにまとめてください。(通院と入院も分ける)
- * 使用可能な領収書は最低でも受診日・受診者名・診療点数の記載のあるものに限ります。
- * 高額入院費がかかったとき、高額医療費・付加給付費の対象となる場合がございます。対象者には申請の手順のことで役場から連絡が行くことがあります。また、その場合支払いまでに多少日数がかかりますのでご了承ください。
- * 請求できる期間は、診療月から2年以内です。
- * 通院分は5歳になった翌月から助成対象となりませんのでご注意ください。(提出されても返送となります)
- * 領収書での請求はホチキスではなく、のり付けをお願いします。
- * レシート(受診者名記載無し・診療点数記載無し)での請求はできません。

助成金申請書からのお願い

乳児医療費助成金請求書を役場の窓口に提出していただいています。が、領収書を貼付して請求する場合は、ホチキスでなく、**のり付け**にてお願いいたします。

また、領収書は、バラバラ・ごちゃ混ぜにせず、**必ず月ごと、医療機関ごとにひとつ**にまとめて貼付してください。

みなさまのご協力をお願いします。

問合せは、役場町民窓口課乳幼児医療費助成金担当 (☎ 275-2111 内線 300) まで

HEALTH INFORMATION CORNER

みんなの健康

保健・健康に関する問合せは役場いきいき健康課健康増進係
(☎ 275-2111 内線 252・253)

乳 児健康診査

実施日	該 当 児	受 付 時 間
2月22日 (木)	平成 18 年 4 月生まれ	午後 1 時～1 時 15 分
	平成 18 年 10 月生まれ	午後 2 時～2 時 15 分

場 所 総合会館
持 ち 物 母子手帳・健康保険証・印鑑・筆記用具・バスタオル

育 児教室

実 施 日 2月6日(火)
受 付 時 間 午前9時10分～9時20分
場 所 総合会館
該 当 児 平成18年11月生まれのお子さん
持 ち 物 バスタオル・母子手帳・筆記用具
*乳幼児健診及び予防接種の説明と予診票等の配布

1 歳6ヵ月児健康診査

実 施 日 2月28日(水)
受 付 時 間 午後1時～1時30分
場 所 総合会館
該 当 児 平成17年6月～平成17年7月生まれのお子さん
及び前回未受診のお子さん
持 ち 物 母子手帳・1歳6ヵ月児健康質問票・尿検査セット
・健康保険証・印鑑
*地区別で受付時間を設定しますので、詳しくは通知をご覧ください。

母 と子のすくすく相談室

日 時 (会場) 2月9日(金)午前10時～11時30分
(総合会館)
2月21日(水)午前10時～11時30分
(町立児童センター「ゆめてらす」)
対 象 者 昭和町にお住まいの子育て中のお母さん
①保健師がご相談をお受けします。
②総合会館で実施する日には、栄養士が食事についての相談をお受けします。
③身体計測も行えます。
*育児についての悩みや不安がありましたら、お気軽にお出かけください。

母 子手帳交付及び一般健康相談

子 宮がん検診申込み

日 時 2月8日(木)午前9時00分～11時30分
2月16日(金)午後1時30分～4時00分
2月27日(火)午後9時00分～11時30分

場 所 総合会館
*母子手帳の交付を希望される方は、印鑑をお持ちください。
*予防接種についてのご相談も受付けています。
*一般健康相談は40歳以上の方を対象に血圧測定、尿検査、栄養相談などを行います。
*子宮がん検診のお申込みを受付けています。希望される方は印鑑をお持ちください。今年度の申込み・受診は2月末までです。来年度の申込み受付は4月から行います。
*総合健診結果報告会に来られなかった方には、結果表をお渡ししています。

受診者のみなさんへ

平成18年度の総合健診から半年余が経ちましたが、健診結果を取りに来ていない方がまだいらっしゃいます。ご自分の健康づくりはご自分にしかできません。その一歩は健診結果をもとに生活を振り返ることから始まります。まだ取りに来ていない方は上記健康相談の日においでください。
また、「半年後に経過を見る」という項目があった方は、必ず受診し、健康づくりに活用してください。

湯 ったり健康相談

日 時 2月15日(木)午前10時～11時45分
場 所 総合会館 娯楽室(温泉休憩室)
*湯ったり健康相談は、65歳以上の方を対象に、血圧測定などの健康相談を行っています。
*温泉施設内、娯楽室(休憩室)で行っております。温泉を利用しない方もお気軽にお立ち寄りください。

パ マママ学級

対象者 町内にお住まいの妊娠5ヵ月以降の方
実 施 日 2月10日(土)午後1時30分～4時
場 所 総合会館
定 員 10組程度(初産の方が優先になります)
*事前にお申込みが必要です。

二 種混合(ジフテリア・破傷風) 予防接種

4月24日付けで小学校6年生を対象に、二種混合(ジフテリア・破傷風)予防接種の接種券及び予診票を送付しましたが、まだ接種されていない方は、接種券に記載されている期限【3月31日】までに接種されますようお願いいたします。
*未接種の方で、接種券・予診票がお手元ない方は、上記健康相談の日においでください。

みなさんの健康

「膣からの骨盤臓器の脱出」

山梨大学医学工学総合研究部泌尿器科学
助教授 荒木 勇雄

膣を支えている骨盤底の筋肉や筋膜が脆弱化し弛緩して、膣のまわりにある臓器が膣壁をかぶったまま膣から膨隆・脱出してくる病気を性器脱あるいは骨盤臓器脱といいます。脱出してくる臓器により、膀胱脱（膀胱瘤）、子宮脱、直腸瘤、小腸瘤などがあります。出産の時に受けた膣周囲の筋肉の障害が年齢を重ねるにつれてひどくなってきたり発症するとも考えられています。また、子宮を摘出する手術を受けた人に多いことも知られています。女性の一生の内、治療が必要となるような骨盤臓器脱（性器脱）に罹患する確率は10〜20%といわれていますが、実際に病院を訪れる患者さんはその多くはありませんでした。多くの人が、羞恥心や治療の不安などで我慢していたのでしょうか。しかし、近年の治療法の進歩や新聞などでの啓蒙によって、病院を訪れる患者さんがたいへん増えています。

膀胱脱が一番多いようですが、単独ではなくて子宮脱（下垂）や直腸瘤など複数の臓器が脱出している場合もよく見受けられます。また、尿失禁（尿もれ）や排尿困難などの異常を伴つこともあります。したがって、治療を受ける前にはしっかりと多角的な検査をしてもらい、総合的な治療を受ける必要があります。

治療方法としては、①膣内にリング状のペッサリーという器具を入れて脱出を押さえ込む方法（3カ月に1度交換）と②手術療法があります。膣内ペッサリーで治療される患者さんも多いのですが、異物による炎症を起こして膿が多く出たり、膣に潰瘍を作ったり出血する人や重症の人では効果のない場合もあります。一方、手術療法の進歩は著しく、様々な手術方法が開発されてきています。従来手術法でも、軽度〜中等度の骨盤臓器脱（性器脱）の治療成績は良好（成功率80%以上）でしたが、重症のものでは再発率が高いのが問題でした。しかし最近では、人工線維（ポリプロピレン）でできたメッシュ（シート）を使って膣周囲の筋膜を補強する手術法が開発されて治療成績は著明に向上しました。

お困りの方は、恥ずかしがらずに一度専門医を受診されることをお勧めします。

企画 財団法人 里仁会

南甲府警察署通信

ヤミ金融の手口についてNo.2



1 金融詐欺（チケット詐欺）

客と契約を締結して代金後払いで金券（商品券やチケット等）を額面で購入させ、その金券を金券ショップ等で直ぐに換金させるヤミ金融のことをいいます。代表的な手口ですが、客がある金券ショップ（ヤミ金融業者）で額面35,000円分のチケットを「代金35,000円と手数料3,000円を10日以内に支払う」という約束で購入させられた後、次にその金券ショップが指定する他の金券ショップでその金券を換金するよういわれ現金2万円を受領するという手口です。

客からみれば受領した2万円に対して10日後には38,000円を支払わなければならないが、実質的に10日で18,000円（10日で9割）もの超高金利の利息を請求されることになってしまうのです。

このような形態は出資法の金利規制を脱法しようとするもので、民事的には公序良俗違反で契約は無効になるものといえます。

2 年金担保金融

「年金融資」「年金立替」等の広告を出して年金証書や銀行の預金通帳、銀行印、キャッシュカード等を預かることにより、事実上年金を担保にとることで、年金生活者を食い物にするヤミ金融のことをいいます。年金を担保にとって融資することは、社会福祉医療事業団や国民生活金融公庫などの法定の公的金融機関にのみ認められていることであって、それら以外の業者が年金を担保にとって融資を行うことは、国民年金法第24条や厚生年金保険法第41条1項等によって認められていません。また貸金業規制法に関する金融庁のガイドラインでも貸金業者が「印鑑・預金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証などの債務者の生活上に必要な証明証等を徴求すること」を禁止しています。（金融庁事務ガイドライン第三分冊3-2-3）

そしてこのような違法な年金担保金融業者の多くは、出資法の金利規制に違反する超高金利で貸し付けを行っているのです。

3 その他悪質業者

(1) 紹介屋

自分では融資を行わず、他のサラ金業者を紹介して高額な紹介手数料を取って利益を得ている業者です。紹介屋は「裏で人が動いている」などと、あたかもその業者の尽力によって客が他のサラ金業者から融資を受けることができたように装い、紹介手数料を請求しますが、実際には融資審査の甘い業者をいくつか知っていて、それを紹介しただけであるなど、実は何の働きかけもしていない例がほとんどです。

(2) 買取屋

「買取屋」は広告を見て訪ねてきた客（大抵は通常では融資を受けられなくなっている多重債務者）にその者にクレジットカードでパソコン・カメラ等の商品やビール券・高速券等の金券を大量に購入させ、それらの商品や金券を定価の30%〜40%くらいで下取りし、それから一定のマーヅンを上乗せしてディスカウントストアや金券ショップにこれらの商品や金券を転売して多額の利益を得ています。一方、客には後日クレジット代金の請求がくることになり既に多重債務を負っている客の借金はますます膨れあがることになるのです。

2 月のこよみ

見やすいところに貼るなどしてご利用ください

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
<p>小中学校へ入進学する児童がいるひとり親家庭のみなさまへ 今年 4 月に小中学校へ入進学する児童がいるひとり親家庭に、町から祝金として児童 1 人につき 1 万円を支給します。 支給要件 平成 18 年度（平成 17 年分）の所得税が非課税世帯 申請期限 平成 19 年 3 月 30 日（金） 提出書類 申請書に住民票を添付してください。 *申請用紙は、役場いきいき健康課にあります。（☎ 275-2111 内線 253）</p>				1 先勝	2 友引	3 先負
4 仏滅	5 大安	6 赤口	7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅
11 大安	12 赤口	13 先勝	14 友引	15 先負	16 仏滅	17 大安
18 先勝	19 友引	20 先負	21 仏滅	22 大安	23 赤口	24 先勝
25 友引	26 先負	27 仏滅	28 大安	<p>犬のフンはきちんと始末しましょう！ 犬のフンの放置をすると、美観を損なうだけでなく、ハエ、悪臭、寄生虫や細菌の汚染源などの環境汚染につながり、公園や学校の校庭で遊ぶ幼児や児童が細菌の感染の危険にさらされています。 散歩に出かけるときは、必ずフンの処理袋やビニール袋を忘れずに持って行きフンを持ち帰り処理しましょう。</p>		

2月のゴミ収集日	全 地 区 (西条地区・押原地区・常永地区)			
	ゴミの区分	も える ゴ ミ (毎週月・木曜日)		
		1 日・5 日・8 日・13 日・ 15 日・19 日・22 日・26 日		
		も えない ゴ ミ アルミ・スチール缶		
		第 1・2・3 水曜日 (7 日・14 日・21 日)		
	第 4 水曜日 (28 日)			
	粗 大 ゴ ミ エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、は粗大ゴミとして出せませんので決められた方法で処分してください。			
	西条地区	押原地区	常永地区	
	第 1 水曜日 (7 日)	第 2 水曜日 (14 日)	第 3 水曜日 (21 日)	
	◆新聞紙・雑誌類、ダンボール、牛乳パック、ミックスペーパー、ペットボトル、白色トレイ、その他プラ、びん類は資源回収ステーションへ出してください。(いつでも出せます) ◆使用済みのスプレー缶・カセットボンベを出すときは、爆発・火災の危険がありますので、必ず使い切り、2カ所以上穴を開け、ガス抜きをしてから出してください。			

*もえるゴミの収集日が祝日の場合は、翌日に収集いたします。
*必ず町指定の収集袋を使用してください。黒いビニール袋などでは出さないでください。
*収集袋・荷札には必ず氏名、電話番号を記入してください。荷札は粗大ゴミに使用してください。
*収集日の当日午前 8 時 30 分までに出ししてください。
*燃える物、燃えない物、リサイクル品の分別はしっかり行ってください。
*引っ越しゴミなどを早く処理したい場合は、役場環境衛生課へご相談ください。
環境衛生課 (☎ 275-2111 内線 226・227)

善意ありがとうございました



12月18日(月)、押原中学校を昭和37年度に卒業した方々が、「町政に役立ててください」と温かいご寄付をしてくださいました。

この寄付金は、還暦を記念して同級会が開催された折に、みなさんから寄せられました。

温かい善意心から感謝いたします。

河西区防火組合が街路灯清掃

河西区防火組合が街路灯の清掃活動を行いました。この活動は毎年恒例になっていて、区内119本の電柱に設置された街路灯を、ハシゴ車6台を使いボランティアで清掃及び点検を行いました。

かつては町内各地区に防火組合が組織されていましたが、現在本町で活動している防火組合は河西区だけとなっています。

防火組合は、現在18名の会員が、毎月1回会合を開催しながら活動を続けています。



街路灯を寄贈していただきました

1月11日(木)、東京電力株式会社甲府支社様から、地域の発展や防犯に役立ててくださいと、街路灯を12機寄贈していただきました。



この寄贈事業は、地域協力活動として、昭和36年から実施されています。

寄贈していただいた街路灯は町から自治会に配布され、地域の防犯のために設置されます。善意ありがとうございました。

親子スケート教室が開催されました

12月1日(金)町教育委員会主催で、恒例の親子スケート教室が行われました。

小瀬アイスアリーナで行われたこの教室には、約300人の参加者がありました。

教室は、初心者クラスと自由滑走のクラスに分かれて行われ、初心者クラスでは、指導員の方から滑り方の基本を学んでいました。



相談です

◆町長と語らいのとき

日時 2月8日(木)
午後1時30分～4時
場所 町長室

*あらかじめ役場総務課までご連絡ください。
(☎ 275-2111 内線 205)

◆心配ごと相談

日時 2月7日・14日・
21日・28日
の水曜日
午後1時30分
～3時30分
場所 社会福祉協議会

*あらかじめ社会福祉協議会までご連絡ください。
(☎ 275-0640)

◆行政相談

日時 2月21日(水)
午後1時～3時
場所 町中央公民館2階

*直接会場へお越しください。
お問合せは役場企画行政課
まで(☎ 275-2111 内線 211)

◇教育相談

日時 随時(水・金・土・
日曜日、祝日は除く)
午前9時～午後4時
場所 町中央公民館2階

*直接会場へお越しください。
問合せは、カウンセラー
まで(☎ 275-6951)

◆結婚相談

日時 月～金曜日は受付のみ
午前8時30分～午後5時
第2・第4土曜日は
午後1時30分～4時
場所 町総合会館2階相談室

*直接会場へお越しください。
お問合せは、社会福祉協議
会事務局まで(☎ 275-1881)

*なお、随時電話での相談も
行っていますので、各地区
相談員までお気軽にお電話
ください。

◆心の健康相談

*精神保健福祉に関する相談
に応じ、住民の心の健康づ
くりを進めます。
第2・第4水曜日
午後1時30分～3時
お問合せは、甲府保健所まで
(☎ 237-1437)

お知らせ

◆ボカシつくり会

日時 2月20日(火)
場所 町総合会館裏
時間 午後1時～

*不用犬・猫のお問合せは
役場環境衛生課まで
(☎ 275-2111 内線 226)

温水プール講座のお知らせ

<<スリム&シェイプエアロ 参加者募集!>>

日 時 2月7日～3月28日(3月21日を除く) 毎週水曜日 全7回【午後の部】午後2時～3時30分
 場 所 町立温水プール2階スタジオ 定 員 各25名(定員になり次第締切ります) 講 師 曾根先生
 持ち物 動きやすい服装、タオル、上履き(ヒモ等で調節でき底が厚めのもの)をご用意ください。
 申込日 2月3日(土) 午前10時から受付いたします。

<<ここに健康体操 参加者募集!>>

日 時 2月13日～3月27日(毎週火曜日 全7回)【夜間の部】午後7時～8時 場 所 町立温水プール2階スタジオ
 定 員 各25名(定員になり次第締切ります) 講 師 緒方先生
 持ち物 動きやすい服装、タオル、上履きをご用意ください。 申込日 2月4日(日) 午前10時から受付いたします。

<<パンチ&キック 参加者募集!>>

日 時 2月10日～3月24日(毎週土曜日 全7回)【午後の部】午後2時～3時 場 所 町立温水プール2階スタジオ
 定 員 各25名(定員になり次第締切ります) 講 師 橋本先生
 持ち物 動きやすい服装、タオル、上履きをご用意ください。 申込日 2月3日(土) 午前10時から受付いたします。

<<中級者水泳教室 参加者募集!>>

日 時 2月22日～3月23日(毎週木・金曜日 全10回)【夜間の部】午後7時30分～8時30分
 場 所 町立温水プール 定 員 20名(定員になり次第締切ります) 講 師 遠藤先生
 持ち物 水着、スイミングキャップ、タオル 申込日 2月10日(土) 午前10時から受付いたします。

<<水中ウォーキング 参加者募集!>>

①『水中ウォーキング(A)』

日 時 2月13日～3月13日(毎週火曜日 全5回)【夜間の部】午後7時30分～8時30分

②『水中ウォーキング(B)』

日 時 2月16日～3月16日(毎週金曜日 全5回)【午前の部】午前10時30分～午前11時30分

①・②共に

場 所 町立温水プール 定 員 20名(定員になり次第締切ります) 講 師 小林先生

持ち物 水着、スイミングキャップ、タオル 申込日 2月4日(日) 午前10時から受付いたします。

<<アクアビクス 参加者募集!>>

日 時 2月17日～3月17日(毎週土曜日 全5回)【夜間の部】午後7時～8時

場 所 町立温水プール 定 員 20名(定員になり次第締切ります) 講 師 小林先生

持ち物 水着、スイミングキャップ、タオル 申込日 2月4日(日) 午前10時から受付いたします。

上記教室の詳しい問合せは、町立温水プールまで(☎275-9811)上記の講座は全て受講料無料です。(ただし利用券が必要です)

申込み対象は町内在住の18歳以上の方で、(高校生は除きます) 電話またはプールのフロントにて先着順になります。

*電話でのお申込は混雑が予想されます。予めご了承ください、また教室は妊婦の方及びお子様連れでの参加はできません。

第13回アレルギー週間山梨地区イベントのお知らせ 公開講座「アレルギーを考えよう2007」

県内医療機関に勤務する、それぞれの領域におけるアレルギー専門の先生が、一般の方を対象にしたわかりやすい講義を行います。

*参加は無料、事前の申込みも必要ありません。

講義内容 「眼科領域のアレルギー疾患について」、「花粉症について」、「アトピー性皮膚炎について」、「花粉症について」、「気管支喘息について」、「小児気管支喘息について」その後、会場からの質問にもお答えします。

日 時 2月18日(日) 午後2時～4時 場 所 山梨大学玉穂キャンパス 臨床大講堂

問 合 せ 山梨大学医学部耳鼻咽喉科医局(中央市下河東1110)(☎273-6769) 平日 午前10時～午後3時

平成19年 昭和町消防出初式

1月8日(月)午前9時から総合会館駐車場において、新年恒例の昭和町消防出初式が挙行されました。訓辞や表彰、機械器具の点検や地区代表による小型ポンプ及び本部ポンプ車による操法展示が行われ、日頃の訓練の成果を披露していました。



各種表彰者並びに感謝状贈呈者 (敬称略)

山梨県退職消防団員報償

山梨県知事 金杯

前第8部部長 築地新居 深澤 金一

前第7部部長 紙漉阿原 上條 秀章

前第10部部長 河 西 石川 一彦

元第3部部長 清水新居 中込 尚男

元第12部部長 上河東二区 河西 洋一

中北地域県民センター所長表彰

本部 指導部長 坂本 一成

山梨県消防協会会長表彰

(甲種功労章)

本部 機 長 河野 浩次

(乙種功労章)

第8部 部長 澤登 真一

第10部 部長 萩原 勝彦

第5部 部長 花形 政樹

第1部 団 員 望月 生治

山梨県消防協会甲府地区支部長表彰

本部 運転手長 望月 英俊

第1部 団 員 三井 浩樹

第2部 団 員 古屋 正樹

南甲府警察署長並びに県防犯協会南

甲府支部長表彰

第1部 部長 桑原 孝一

第6部 部長 遠藤 善照

第7部 部長 田中 武彦

第3部 部長 渡辺 一博

第10部 部長 今村 圭一

昭和町長表彰

第5部 部長 花形 政樹

第6部 部長 遠藤 善照

第7部 部長 田中 武彦

第9部 部長 桐林 正則

第11部 部長 福田 睦夫

第12部 部長 萩本 隆晴

15年勤続表彰

第8部 部長 金丸 周二

10年勤続表彰

本部 指導部長 田中 要一

第7部 部長 田中 武彦

第3部 部長 渡辺 一博

第8部 部長 金丸 周二

第10部 部長 今村 圭一

第1部 団 員 三井 浩樹

第2部 団 員 古屋 正樹

昭和町消防団長表彰

第2部 部長 伊藤 潤

第1部 部長 花形 和男

第5部 部長 浅川 格

第6部 部長 山下 弘信

第7部 部長 橋本 光彦

第9部 部長 小澤 博

第11部 部長 細田 浩司

第5部 部長 塩澤 政博

第5部 運転手 山田 学

5年勤続表彰

第3部 部長 小林 幸夫

第12部 部長 志村 隆

第1部 甲要員 角野 英樹

第2部 甲要員 立川 直康

第3部 甲要員 長田 善隆

第6部 甲要員 田中 真児

第1部 班 長 花形 和男

第9部 甲要員 望月 健一

第2部 乙要員 岩上 哲一

第3部 乙要員 岩池 誠

第5部 乙要員 畑野 孝久

第6部 乙要員 愉井 和也

第11部 乙要員 井上 研一



『魅力あふれるまちづくりを目指して』

＝第2次昭和町行財政改革実施計画＝

計画の経緯と期間

平成 16 年 9 月から庁舎内において協議。住民代表の行財政改革審議会の答申を踏まえ、住民のみなさんから意見をお聞きし（パブリックコメント実施）、策定した計画。平成 17 年度から 21 年度までの 5 ヵ年計画。

行財政効果（予算に反映した削減効果と主な改革）

- *平成 18 年度 約 9,688 万円
収入役の兼務、給食費助成、地区敬老会補助金等
- *平成 17 年度 約 7,250 万円
リゾート昭和、ふるさとづくり推進委員会補助金等

新しい事業や充実させた制度

町民ふれあい保養事業（ディズニーランド等）、幼稚園就園補助、多子世帯子育て支援、太陽光発電システム補助、ホームページのリニューアル、パブリックコメントの実施

町では平成17年度から第2次行財政改革実施計画に基づき、行財政改革を推進しています。今までは「魅力あふれるまちづくりを目指して」を改革理念として、広報誌やホームページなどを活用して積極的な情報公開を進め、協働による行財政改革の仕組みづくりを進めて参りました。この度、重点的に改革・改善を検討してきた58項目の事務事業や施策の進捗状況を、PDCAサイクルに基づき、自己評価しましたのでみなさんにご報告します。今後も、魅力あふれるまちづくりの実現のために、よりよい住民サービスを提供して参ります。住民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

PDCA サイクルとは、計画 (Plan) を実施 (Do) し、検証 (Check) して見直し (Act) に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセスのことです。

*****重点 58 項目の取り組み状況*****

No.	事務事業名	見直しの状況
		検討内容や現状の方向性
1	リゾート昭和の運営方法（併せて運営委員会の見直し）	廃止、売却済み。運営委員会廃止。新保養制度実施。
2	温水プールの運営方法（施設運営・人件費の削減）	評価結果による改善実施。料金の統一、各種教室の増設等。指定管理者制度は他スポーツ施設と併せて、今後の検討課題。
3	財務規則（専決規定）の見直し	検討会議を定期的に開催。財務規則 H 19・4 月実施目標。
4	コスト意識の導入	コスト削減を目的に予算編成。意識改革研修会開催。
5	的確な中長期財政見込みの把握	毎年 10 年ごとの見込みを作成。予算、決算を公表。
6	個人情報保護の徹底	個人情報保護計画策定。計画に基づき改善等、随時実施。
7	行政評価制度の導入	研修会開催。H 19 以降、事務事業評価の段階的な導入を計画。
8	ふるさとふれあい祭り（ふるさとづくり推進協議会補助金）について	経費削減策実施。運営方法等も今後、検討。
9	粗大ゴミ収集	粗大ゴミの出し方等検討。来年度アンケート調査実施。
10	高齢者給付金	77 歳から引き上げ。H 18：76 歳。H 19：77 歳。
11	重度障害児・者介護手当支給事業	今後、実態調査を実施。
12	公共施設の自動販売機の取扱い	手数料収入の取り扱いを今後検討。
13	G I S（地図情報システム）の導入	自主研究グループで提言書を作成。提言を参考に検討。
14	総合行政システムのリプレイス	平成 17・8 月以降随時。
15	国際化対策について	山梨県との共同研究を実施。継続して検討。
16	事務手続きの簡素化（事務改善）	随時個別に改善。フンストップの推進を今後検討。
17	学校教育の I T 推進	学校職員の 1 人 1 台パソコンの計画的な導入を実施。
18	入札制度改革	入札・契約制度合理化検討委員会で検討中。
19	補助金の全庁舎的見直し	予算編成方針により見直し。補助金要綱の整備。
20	土地区画整理事業費補助金	要綱改正済み。準備組合に対しても補助金交付が可能。組合主体の区画整理事業を推進。
21	保育所各種負担金・年末奨励金等補助について	各種負担金は廃止。年末奨励金は継続。

No.	事務事業名	見直しの状況
		検討内容や現状の方向性
22	上水道管移設補償費の見直し	3市町（昭和町・甲斐市・中央市）と甲府市水道局との協議を実施。現状では、改革が困難だが今後も継続して協議していく。
23	負担金の全庁舎の見直し	随時個別に改善。
24	文化財主事共同設置負担金	検討した結果現状維持。
25	委託料の全庁舎の見直し	指定管理者制度、市場化テストも踏まえ継続して検討。
26	保育料について	本町独自の優遇措置は継続し、毎年見直しを実施。
27	幼稚園就園奨励補助金について	子育て支援の充実として国の基準に引き上げ。
28	給食費保護者負担について	助成制度廃止。義務教育期間中の3子目を無料化。
29	施設使用料金（総合会館・中央公民館）について	町内団体は無料。郡県関係は徴収。冷暖房費は徴収。
30	公有地等賃借料（補償井戸借地料含む）について	新規契約時の対応も踏まえ、今後も継続して検討。
31	組織・機構の見直し	地方分権時代に合った組織を、今後も継続して検討。
32	地方分権時代に向けての体制強化について	政策会議の開催等。今後も継続して検討。
33	委員会・審議会の全庁舎の見直し	付属機関の見直し実施。今後は行政委員会等を検討。
34	都市計画審議会と下水道審議会の統合	付属機関の見直しの一環としてH18統合
35	給食運営委員会について	付属機関の見直しの一環としてH18縮小
36	各種団体の全庁舎の見直し	団体の意向確認等を今後実施。
37	職員の自主研究体制について	支援要綱策定。設立した1グループを支援。
38	職員研修計画の策定	研修計画策定。今後は、人材育成基本方針を策定。
39	民間企業への職員研修	今後、人材育成基本方針と併せて検討。
40	職員適正化計画の策定	定数条例をH18・12月に改正。5年間で5%削減。
41	嘱託・臨時職員雇用について	雇用条件や、指定管理者制度、民間委託等の方法も含めて、今後も検討。
42	職員給与運用基準の見直し	H18・4月運用基準の見直し実施。
43	職員の福利厚生について	事務服貸与の廃止等実施。今後も継続して検討。
44	勤務評価制度の導入	勤務評価導入スケジュールの検討。今後も継続。
45	快適な職場環境の形成、促進	職員衛生委員会のあり方等の検討。
46	収納体制の充実（収納課・コンビニ収納等）	収納課は今後の機構改革の中で再検討。継続して検討。
47	上下水道料金徴収の一本化（従量使用料制による下水道使用料算定に伴う上下水道使用料データ代）	3市町（昭和町・甲斐市・中央市）と甲府市水道局との協議を実施。現状では、改革が困難だが今後も継続して協議していく。
48	滞納処分等の検討	滞納処分実施のための準備を進める。差し押さえ実施。納税意識を高める手法等、検討課題。
49	新税の検討	原因者負担、受益者負担の観点から検討。近隣市においても新税等及び税率改正の動きなし。今後も財源確保の原点から見直しを検討。
50	情報公開体制の整備	ホームページ上や図書館での行政資料コーナー設置
51	広報誌・ホームページの活用について	ホームページリニューアル。各課情報コーナーの充実を図る。
52	財政諸表や見込みの公表	ホームページ上で公表。
53	行政資料室の開設	コーナー開設（今後も継続して改善）
54	住民意見の反映方法（町政モニター含む）について	既存の手法、組織も踏まえ町政モニターに変わる新しい制度を検討。
55	パブリックコメント（町民意見提出制度）の確立	制度確立済み、試行中。条例検討中。
56	地域活性化策の検討	まちづくり委員会と連携。ふれあい祭で環境団体で共同出展。
57	大学・民間との連携	山梨学院大との連携。VF甲府との協働による総合型地域スポーツクラブの設置。
58	監査体制の強化	監査事務処理の内規整備等、体制強化を実施。

.....「改革の当事者」はみなさんです.....

5カ年計画で進めています重点58項目も、概ね予定通り検討が進み、この2年間で4割以上の目標を達成しています。行財政改革の検討は長期間を必要とするものも多く、町では今後も第3次、第4次と計画の見直しを行い持続的な行財政改革を進めて参ります。

町民のみなさんを始め、本町に係わるすべての方が改革の当事者です。行革58項目に関する詳細は、町ホームページ及び図書館行政資料コーナーに用意してあります。みなさんの感想や意見をお寄せください。

《ご意見提出先》

●図書館「行政資料コーナー」 備え付の用紙に記入の上、パブリックコメント用投函箱に入れてください。

●役場政策法制課 FAX・メールでお願いします。FAX055-275-2109

メール seisaku@town.yamanashi-showa.lg.jp

*住所、氏名、年齢を書き添えて提出をお願いします。

*問合せ先 役場政策法制課 政策係(☎275-2111 内線287)

行財政改革ノススメ No.26

シリーズ国民年金



年金は、世代と世代間の支え合いの制度です。
年金についてもう一度考えてみませんか… 【その②⑥】

成人おめでとうございます。20歳がスタート国民年金！
20歳になったら、大人の仲間入り！そして、国民年金にも仲間入りです。

- | | | |
|---------------------------------|-------------------|-----------------------------------|
| 1. 学生・フリーター
自営業・無職など | 2. 会社員・公務員 | 3. 会社員・公務員に
扶養されている配偶者 |
|---------------------------------|-------------------|-----------------------------------|

役場町民窓口課年金係で、 加入の手続きをします。	就職すると、勤務先で厚生年金や 共済組合の加入手続きをします。 保険料は、給料から天引きです。	配偶者の勤務先に申出をしま す。保険料を納める必要はあり ません。
-----------------------------	---	---

ご自宅に届く納付書を使用して、毎月納付します。
(金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付します)

便利！お得な国民年金保険料の納付のしかた！

① 座振替
一度手続きをするだけで、毎月口座から引き落としされ便利です。
毎月50円引きになる(早割)制度もあり、お得に納付できます。

② 前納制度
3月分まで、まとめて保険料を納付すると保険料が割引になります。
(前納用の納付書が必要になります。お近くの社会保険事務所へご連絡をお願いします)

収入が少なくても保険料が納められない！というときは…

- ・学生の方は・・・学生納付特例制度があります。
- ・学生以外の方は・・・保険料全額免除制度、保険料一部納付制度、若年者納付猶予制度があります。

役場町民窓口課年金係で、申請手続きをしてください。
社会保険事務所で、審査を行い結果を通知いたします。
(前年度の所得により、審査を行います。金額が基準を超える場合には手続きされても認められません)

問合せ 竜王社会保険事務所 (☎ 278-1100) または、
役場町民窓口課 年金係 (☎ 275-2111 内線 219)

『共に生き活き輝け昭和』 フォーラム 2007

男女共同参画推進委員会では、今年もフォーラムを開催いたします。多くの方のご参加をお待ちしています。(入場は無料)

開催日 3月4日(日) 午前10時10分～正午(開場9時50分)

会場 町総合会館2階軽運動室

【内容】

“男女共同参画”は男女の枠にとらわれる事なく、誰もが自分らしく生きる事ができ、みんなが暮らしやすい社会づくりへ向けての、これからの重要なキーワードです。

今回は、講師にテレビなどでおなじみの、樋口恵子さん(写真)をお迎えして、分りやすい講演をしていただきます。



テーマ

「これからの女と男のいい関係」

講師

樋口 恵子さん

(婦人問題・高齢化問題評論家 / 東京家政大学名誉教授)

◆託児システムをご利用ください！！

託児(未就学児)を希望される方は、子どもの名前と年月齢(〇歳〇ヵ月)を3月1日までに下記事務局までお電話でお知らせください。(定員20名)

問合せ先

〒409-3880 中巨摩郡昭和町押越 542 番地 2

役場企画行政課 企画係 (☎ 055-275-2111 内線 213)

主催 『共に生き活き輝け昭和』推進委員会

後援 昭和町



井戸を掘られる方へ ～ 地下水採取の条例を制定しました～

町では、「地下水の無秩序な採取を規制して、地下水資源を保護すると共に地盤沈下を未然に防止する」という地下水の適正採取の観点からこの条例を制定するものです。

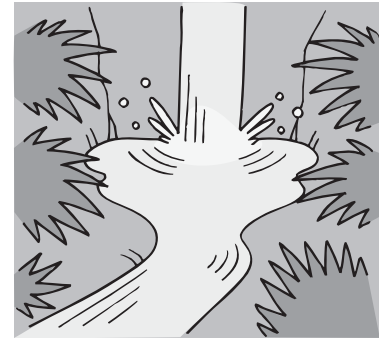
今後、井戸設置者の方にはこの法令を遵守していただき、大量採取による地盤沈下の未然防止に努め、限りある水資源を大切にしていきましょう。(条例の施行は平成19年4月1日からです、既存の井戸等については、町との協定が締結されていれば許可を受けたものとみなします)

◆条例の概要

日量 10 m³以上の井戸設置者は許可申請が必要となります。なお許可にあたっては環境審議会の意見を聞くこととなります。

◆許可基準

- (1) ストレーナーの位置は、20 m以深とすること。
- (2) 地下水の有効的な利用に支障がないこと。
- (3) 既設の水道水源又は井戸の地下水の採取に影響を及ぼす恐れがないこと。
- (4) 排水の措置が十分講じられていること。
- (5) 水量測定機器が設置されていること。
- (6) 地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当であること。
- (7) 他の方法をもって代えることが困難であること。
- (8) その他、町長が必要と認める条件を満たしていること。



◆その他

- ・日量 10 m³未満の井戸設置者についても、届出が必要です。
- ・日量 100 m³以上の地下水採取者は、地下水の採取量と水位の測定を記録し、その結果を報告しなければなりません。
問合せ 役場産業課 管理係 (☎ 275-2111 内線 241)

『ファミリーサポートしょうわ子育てサポーター養成講座』ご案内

ファミリーサポートしょうわにおいて、子育ての援助活動(サポート)にご協力頂ける方を対象に、子育て支援養成講座を下記の日程で行います。

本町にお住まいで、地域の子育てにお力をお寄せ頂ける方であれば、性別、年齢は問いません。多くの方々のご参加を、お待ちしております。問合せは、ファミリーサポートしょうわ事務局まで (☎ 275-8115)

*原則として講習会の全日程に参加可能な方とします。*既に会員登録をしている方で、受講が済んでいない方も対象です。

月 日	時 間	講 義 科 目	講 師
2月20日 (火)	午前 9時30分～ 9時45分	受 付	山梨県赤十字血液センター 所長：田中 均
	午前 9時45分～ 10時00分	開講式(オリエンテーション)	
	午前 10時00分～ 正午	子どもの事故と安全・応急処置法	
	午後 1時30分～ 3時30分	保育の心	
2月23日 (金)	午後 1時30分～ 4時30分	心の発達とその問題	山梨学院短期大学 教授：川上 明美
2月27日 (火)	午前 10時00分～ 正午	子どもの世話	役場いきいき健康課 保健師：小澤 志保美
	午後 1時30分～ 4時30分	子どものからだの発育と発達 子どもの健康管理	げんきキッズクリニック 院長：宮本 直彦
2月28日 (水)	午前 9時30分～ 10時30分	保育サポートを提供するために	役場いきいき健康課 児童家庭係長：戸倉 由紀
	午前 10時30分～	終了後の活動について 閉講式・修了書授与	ファミリーサポートしょうわ アドバイザー：萩元 知恵子
持 ち 物 筆記用具・テキスト代 2,500円・お弁当 (2月20日・27日) 定 員 20名 受 講 会 場 町総合会館2階 相談室・講習室			

第20回スポーツ少年団運動会が行われました



今年で第20回を迎えた、『昭和町スポーツ少年団運動会』が去る12月17日(日)総合体育館で行われました。いつもは種目ごとに活動している団員たち200名が「風林火山」の4チームに分かれて8つの種目に汗を流しました。

多くの来賓を代表して佐野町長、石原議長、3校を代表して石原常永小学校校長先生から激励の挨拶を頂いた後始まりました。

今年は剣道スポーツ少年団が当番となり、団員たちが司会・進行を務めてくれました。

今年も園児・来年度入団予定者等による「人間障害物」「宝ひろい」には会場から大きな拍手がありました。得点種目が6つありましたが、林と山が同点(21点)で両チームが優勝となり、仲良く優勝カップをいただきました。

最後に6年生と指導者による記念撮影があり無事終了いたしました。

町立図書館からおすすめ



【一般図書】

題名	作者	出版社
イラスト版こころのケア	久芳 美恵子・梅原 厚子	合同出版
薄闇シルエット	角田 光代	角川書店
21世紀仏教への旅インド編上下	五木 寛之	講談社
『風林火山』の古道をゆく	高橋 義夫・桐野 作人	集英社
9.11と9条	小田 実	大月書店

【児童図書】

題名	作者	出版社
ダヤンと王の塔	池田 あきこ	ほるぷ出版
油断大敵!キケンなぼうし	岡田 貴久子	理論社
ペネロペいるであそぶ	アン・グットマン	岩崎書店
あけるな	谷川 俊太郎	ブッキング
大好きな道	ぢびき ほみこ	文芸社

町立図書館では、みなさんの読みたい本のリクエストをいつでも受付けています。カウンターでお気軽に声をおかけください。問合せ 町立図書館 (☎ 275-7860)

文芸コーナー

冬の夜の目覚の癖の午前二時 寒月や耳まで沈む露天風呂	富士山によく似し山よ粧へる 無住寺の今日は開かれ大掃除	柚子高値入浴済の冬至風呂 極月の旅なり露天風呂はよし	杵の音定まりて来ぬ餅を搗く 氏神のしじま極り初詣	赤ちゃんの抱っこ体験冬温し 鮭切るや兄の形見の出刃包丁	落葉降る音のみ聞こゆ暗静か 今年より一人増えてのクリスマス	仮釈放の世話取り成して春を待つ 旅うらら一人なれども句連れかな	芋にほう石焼芋屋遠くから 杉の葉が落ちるおちるよからっ風	冬ざれや庭池遊ぶ渡り鳥 寒菊の雨に濡れて凜と咲く	注連作りつぎつぎ手より生れけり 淑気満つ静寂を破る大太鼓	柿剥けば若き母の背頸ちにけり 終電の音聞きながら柚子湯かな
奥石さだ代	磯部 信与	高野 久枝	長田その子	小沢百合子	長谷川愛子	井口 康行	山田 勝代	塩田 麻子	雨宮あや子	深沢モト子



まごころ

昭和町社会福祉協議会

〒409-3864
 昭和町押越616
 TEL 275-0640
 FAX 275-8018

社協だより 第114号

第27回 福祉まつり

去る12月10日(日)に町社会福祉協議会の主催である『福祉まつり』が総合会館で開催されました。

今年のアトラクションは、『すみ・スミ・バンド』のみなさま、福島賢次様、『上河東いきいきふれあいサロン』のみなさまに歌や演奏を披露していただき、また町からは4名の在宅介護者表彰があり、福祉まつりが盛大に行われました。



★クリスマス★ ふれあいランチ

昨年12月19日(火)に、共同募金配分金事業の『クリスマスふれあいランチ』が1人暮らし高齢者、みつばちの家、みらいファームのみなさんを招き、華やかに行われました。

舞台に設置された大きなクリスマスツリーの前で、昭和保育園の園児たちの素晴らしい太鼓の演奏や『ウキウキレリアロハ』のみなさんによるフラダンスで、会場は大いに盛り上がりました。



善意ありがとうございました

「福祉の増進に役立ててください」

と温かい善意が寄せられました。心から感謝申し上げます。

* 昭和町建設安全協議会 様

* ボランティアグループふたば会 様



第6回昭和町福祉軽スポーツ 親善交流会開催のお知らせ

とき 3月初旬 午前10時から
 ところ 町総合体育館アリーナ
 対象者 いきがいクラブ会員および60歳以上の町民のみなさん
 問合せ 町社会福祉協議会 (☎ 275-0640)

ボランティアサロン交流会の開催のお知らせ!!

地域では、様々なボランティアのみなさんが活動されていますが、そんなボランティア活動の資質向上をはかり、元気に・楽しく・はつらつとボランティア活動をしていただくために昭和町社会福祉協議会では年に1回ボランティア交流会を開催しています。

今年度の交流会は、次の日程で行う予定です。ボランティア活動に興味のある方はどなたでも参加自由となっていますので、多くの方の参加をお待ちしています。(参加無料)

日時 2月6日(火)午前9時50分~正午(受付9時30分)
 場所 昭和町総合会館2F 軽運動室
 内容 『健康づくり体操実技指導』
 (財)日本健康スポーツ連盟主任研究員 依田 武雄 氏
 その他 ボランティア団体による活動状況等の発表も行われる予定です。

『まちづくり』だより

《常永小学校周辺の区画整理・(仮称)押原公園》

【第39号】



《都市公園整備事業》

好天にも恵まれ、順調に工事も進んでいるところですが、新年度（時期未定）からの一部供用開始を控え、町民のみなさまによりこの公園を知ってもらい、身近に感じていただける様に、この公園の基本コンセプトや特徴、施設を利用した様々な事業展開（防災・福祉・スポーツ・生涯学習等）の予定、活用方法等を今月号から順次お知らせしていきます。

【公園の基本コンセプト】

- 1 町民全体の施設という観点から、誰もが親しみを持ち、憩いの場として利用できる公園であること。
- 2 各施設が十分な広さを持ち、多目的に利用できる公園であること。
- 3 災害等緊急時における避難場所、防災拠点となる公園であること。

【公園の三つの特徴】

～特徴①～

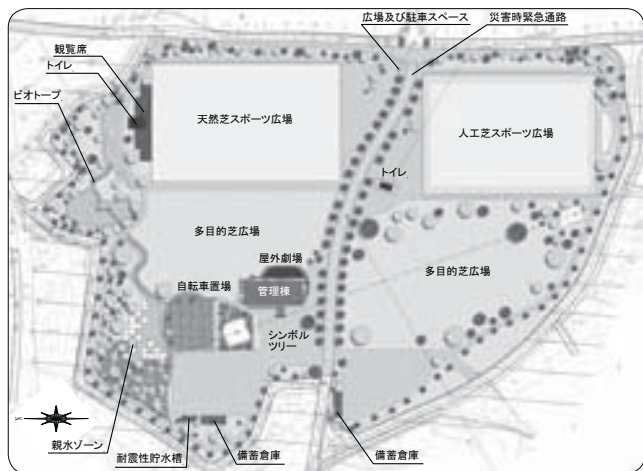
『備蓄倉庫を備えた滞在可能な防災拠点』
 ☆いざという時に町民の生活を確保することができる公園
 ■災害時に仮設住宅を設置できるスペースを確保
 ■備蓄倉庫や様々な災害対策用の施設・設備を整備

～特徴②～

『芝生広場を中心とした心安らぐ福祉拠点』
 ☆大小2つの多目的芝生広場を中心に町民の憩いの場となる公園
 ■芝生広場やビオトープ等、安全かつ自然と触れ合える遊び場や環境を整備
 ■子育て支援や高齢者等の健康支援、地域交流や各種イベント会場として利用

～特徴③～

『スポーツ広場を活用した地域スポーツ拠点』
 ☆天然芝・人工芝グラウンドを中心に気軽にスポーツを楽しめる公園
 ■昭和町総合型地域スポーツクラブの拠点となる公園
 ■天然芝・人工芝グラウンドの利用希望者への貸出し
 ■ウォーキングやジョギング、体操などの軽スポーツも楽しめる環境を整備



《区画整理事業》

事業の進捗状況について

国土利用計画地方審議会が、昨年11月9日（木）に行われ、常永地区の区画整理区域及びその周辺地区を含めた約83haについて、農振地域から除外する土地利用の基本計画案が承認されました。この承認が得られたことにより、各種公告縦覧手続きが開始されました。その後、山梨県都市計画審議会又は、昭和町都市計画審議会を経て決定となります。また、土地区画整理組合の設立認可申請書を平成18年12月13日付けで県知事宛に提出し、現在、県都市計画課で審査をしています。土地区画整理組合の事業認可も、この都市計画決定に合せ、組合の設立も認可になるものと考えています。

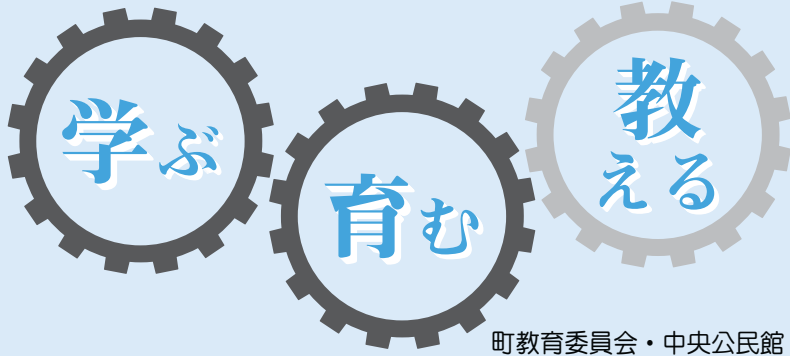
そのため、現在の状況等を検討し精査してみますと、3月中旬から下旬にかけての各種認可及び決定かと思われ

ます。年度末及び新年度と重なり業務的にも、またみなさま方におかれましてもお忙しい時期であると思いますが、ご協力をお願いいたします。

【問合せ先】

《区画整理》
 事務局：昭和町役場都市計画課 区画整理係
 ☎ 055-275-2111 内線 232・233
 《地区計画・公園等》
 事務局：昭和町役場都市計画課 開発指導係
 ☎ 055-275-2111 内線 231・234





きょういくしょうわ 教育昭わ

三つの歯車が一つになって

NO. 93 2007. 2

町教育委員会・中央公民館 (☎ 275-3737)

町立図書館

町立図書館「おはなし会」

町立図書館では12月21日にクリスマスお話し会を開催しました。ボランティアグループ「ききみみずきんおはなしの会」のお母さん方に協力いただき、楽しいプログラムを用意しました。おはなしのろうそくに火をつけ、クリスマス後、クリスマスうさぎ(てぶくろ)の人形(の登場。一瞬にして、子どもたちの目は



舞台上に釘付けになりました。サンタさんをさがせ(エプロンシアター)や森のクリスマス(パネルシアター)では、一緒に歌を歌ったり、笑ったりと会は大いに盛り上がりました。最後はおはなしのろうそくを吹き消して閉幕となるのですが、その大役は当日お誕生日のお友だちです。(なんと今年も、2人もいました)ろうそくから立ちのぼる白い煙にお願い事をしたら後は、職員手づくりのささやかなクリスマスプレゼントを配りました。

「おはなし会」の案内

図書館では月に2回(第1土曜日と第3木曜日)おはなし会を開いています。絵本を読んだり、わ

らへ歌を歌いながら体を動かしたり、小さなお子さんと一緒に参加できます。おとなしく座っていないからと気兼ねなさらず、気軽に参加してください。また、土曜日のプログラムは、小学校低学年くらいまで楽しめるよう工夫されています。事前の申し込みは要りません。町外のお友達を誘っていいですよ。

町民会議

冬季生活指導推進会議

12月14日、午後7時から中央公民館講堂に於いて関係者90名出席のもとに実施されました。

①「家庭の日」の作文朗読発表
河田杏奈(押小)、角野佳歩(西条小)・保坂 梓(常永)・深沢美友(押中)さん、各学校を代表して朗読をしました。命・家族の絆の大切さを再認識させてくれました。発表者に対し町民会議会長から表彰がありました。

②「冬休みを迎えるにあたって」町内小中学校・昭和高校、町民会議から、児童生徒が安全に有意義な冬休みを過ごすことができるように、指導方針、取り組み、提案等がありました。



甲府昭利高等学校

分かりやすく

質の高い授業を!

本校教師が中学校を訪問し、授業をする「訪問授業」が、11月15日(水)に甲斐市立玉幡中学校で実施されました。今回は、国語・社会・数学・理科・英語の5教科の授業を実施しましたが、いずれの教科も工夫が凝らされており、高校の学習を想像させる深い内容でした。中学生達も積極的な姿勢で授業に参加していました。



授業後のアンケートでは、「中学の勉強は高校につながるということがわかった」「楽しい授業で、時間があつという間に過ぎた」などの感想が寄せられています。

心温まるふれあい

「昭寿荘」訪問

本校生徒会では、社会福祉活動の一環として、年に3回、「特別養護老人ホーム昭寿荘」を訪問し、施設の清掃活動や老人とのふれあい活動を行っています。12月9日(土)には、社会福祉委員と生徒会本部、そして有志で施設の清掃活動を行い、その後、入居者のみ

なさんとふれあいを持ちました。

日頃、お年寄りとコミュニケーションを持つ機会の少ない生徒達にとって、お年寄り達と一緒に歌を歌ったり、毎日の生活の様子をうかがったりすることは、とても有意義であったと思います。参加した社会福祉委員会副委員長の伊藤友香さんは、「たまった埃をきれいにすることは気持ちよかったです。また、入居者の方々から感謝の言葉をいただいたことがとてもうれしく、その笑顔に逆に励まされた。参加してよかった。」と感想を話してくれました。



第二次進路希望調査結果発表 前期入試は24日(水)に実施

今春、中学を卒業する生徒の第二次進路希望調査結果が5日に発表されました。

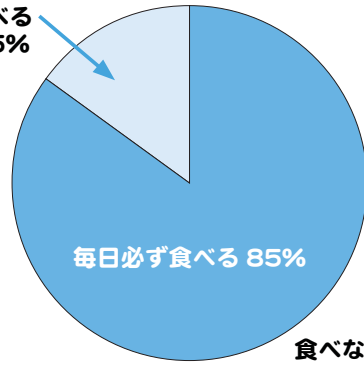
それによると本校の倍率は、定員が40名増えたこともあって、前期(推薦)が24倍、後期が12倍となりました。前期入試の出願期間は1月12日(金)から16日(火)までで、試験は24日(水)に実施する予定です。

受験する中学生のみならずには、健康管理をしっかりして万全の体調で臨んで欲しいと思います。

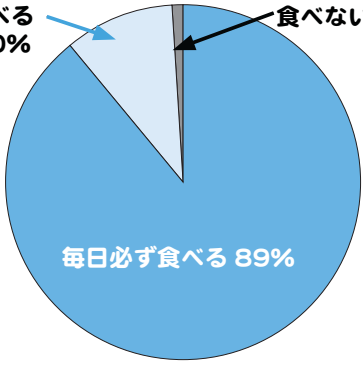
学校給食センター

朝食についてのアンケート結果をお知らせいたします。
朝食を食べますか？

昭和町 小学五年生

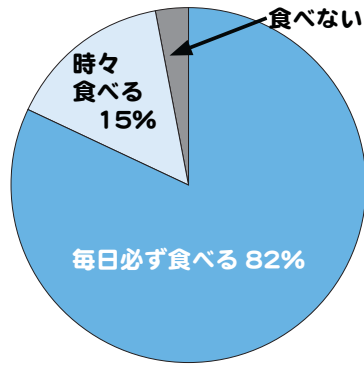


山梨県 小学五年生

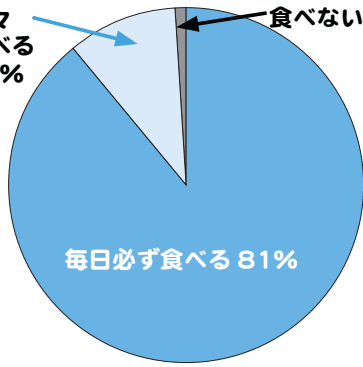


山梨県 小学五年生

昭和町 中学校男子



山梨県 中学校男子



山梨県 中学校男子

食べてくるとはいつても、その中身はどうかというところ・トースト・シモパンです。
事例1 Oさんの場合は朝起きるのが苦手、いつもギリギリまで寝ています。朝食を食べる時間がなくて、ジュースだけを飲んで登校します。
事例2 Mさんは好き嫌いが多く、野菜や魚はほとんど食べません。朝から自分の好きなカップラーメンを

食べるのがよくあります。

事例3 Cさんは朝必ずシャワーを浴びます。髪を乾かしていると食事をする時間が無くなってしまします。朝食は通学中に歩きながら手軽な機能的食品を食べます。

朝ご飯で多いのは、「パンにコーヒー」です。コーヒーを牛乳にゆで卵一個にサラダをプラスするだけで理想的な朝食になります。ゆで卵は前夜にゆでておけます。

次に多い朝ご飯は、「おにぎりだけ」「おにぎりにジュース」です。サラダ・ヨーグルト・豚汁をプラスすることも良い朝食になります。豚汁は前夜のもを温めるなど工夫するといいです。

このように、前夜に準備したり、少し工夫すると理想的な朝食も夢ではありません。保護者のみなさん前夜ちょっと頑張ると朝食が充実しますよ。

学校給食を食べてみませんか

本年度、2回目の町民のみなさんを対象とした学校給食の試食会と給食センターの見学会を次の要領で開催いたします。

- 1 日時 2月21日(水) 午前10時45分～
 - 2 会場 学校給食センター (常永小学校 斜め向かい)
 - 3 定員 20名
 - 4 費用 240円(給食代実費)当日納入となります。
 - 5 申込受付 2月8日(木)から、電話でお申込ください。先着順定員になり次第締切ります。
- 申込・問合せ 学校給食センター
(0275-533006)

2月4日(日)は、

昭和フェスティバル2007

記念講演《免疫力をつける生活》

午後1時～17時 プール・ガンからイジメまで

講師 東京医科大学名誉教授 寄生虫学 藤田紘一郎氏



を自殺に追い込む「イジメ社会」も生んだのだろうか…

続きは、お誘い合わせて、どうぞ

今年の記念講演は、ガンからイジメまで「免疫力をつける生活」で打開していかうと訴える「カイチュウ先生」寄生虫博士としてテレビでも活躍の藤田紘一郎先生をお迎えします。じっくりお聴きください。

オープニングは和楽器の競演!

8時50分からは、文化協会「津軽三味線部」と公民館自主サークル和太鼓友「笑和」の力強い和楽器演奏でスタートです。ご声援ください。

本年度の《やまなし県民文化祭》最高賞の「祭賞」「実賞」に輝く伊藤緑山書作品展

河西区にお住まいで、町文化協会書道部講師でもある書家・伊藤緑山氏の1日だけの作品展です。この機会をお見逃しなく鑑賞ください。

時間・午前9時～午後3時
会場・2階・軽運動室入口

国保

だより

NO.36



国保被保険者 加入世帯 3,076 世帯 被保険者 6,216 人 平成 18 年 12 月末現在

増え続ける医療費に歯止めを

厳しい財政状況にある国民健康保険

日本では国民皆保険といい、いざという時に誰もが少額の負担で安心して医療を受ける事が出来る様に、国民全てがいずれかの医療保険に加入する事が義務づけられています。ところがここ数年来、医療費の支出が増え続け、このままいくと各医療保険は、やり繰りに行き詰まり、この支え合いの仕組みは壊れてしまう事になりかねません。



みなさんが、加入している町の国民健康保険も毎年増加する医療費のため、保険財政がとても厳しいものとなっています。国民健康保険は、加入されているみなさんに納めていただく保険税が大きな収入源となっていますが、この保険税負担も医療費の増加により大きくなって行く事になります。

こうならないためにも

病気を予防する事、そして病気を早期に発見し軽い段階で治療をする事が医療費を抑えるためには大切です。『規則正しい生活』・『バランスのとれた食事』・『適度な運動』・そして『定期的な健康診断』、自分の身体の事をよく知っていてくれる主治医を持つ事などを心がけましょう。

確定申告には！！

「国民健康保険納付額のお知らせ」をご利用ください

昨年の1月から12月までに納めていただいた国民健康保険税は、確定申告の際に社会保険料控除として所得から差し引かれます。

支払った国民健康保険税額を知りたい場合は、役場町民窓口課に「国民健康保険税納付額のお知らせ」を申請してください。

ご本人、同居の家族以外の方が申請する場合は委任状が必要です。また、役場に来られない場合も前もって連絡をいただければご自宅へ郵送いたします。いずれも手数料はかかりません。

支払った税額についての電話での問合せは、地方公務員法及び、町個人情報保護条例に基づきお答えできませんので、ご了承ください。

問合せ 役場町民窓口課 国民健康保険係 (☎ 275-2111 内線 218)

高額療養費が支給される場合

①一部負担金が限度額を超えた場合

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に次の限度額を超えて一部負担金を支払った場合、超えた分が払い戻されます。

住民税課税世帯	上位所得者*	150,000 円 さらに、実際の医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を150,000円に加えます。
	上位所得者以外の方	80,100 円 さらに、実際の医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を80,100円に加えます。
住民税非課税世帯等		35,400 円

【計算のしかた】

- ◎各月の1日から末日までを1ヵ月として計算。
- ◎各医療機関ごとに別々に計算（診療科ごとに計算する場合があります）
- ◎同じ医療機関でも歯科と他の診療科、入院と外来は別々に計算。

* 上位所得者：基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯の方（所得の申告がない場合は上位所得者とみなされます）

* 今年4月から、町に申請をし『限度額適用認定証』の交付を受けた場合は、医療機関に支払いをする際に自己負担限度額までの負担となります。ただしこの証は、国民健康保険税に滞納がある場合は交付されません。

②同じ世帯で合計した額が限度額を超えた場合

同じ世帯で、同じ月内に21,000円（住民税非課税世帯も同額）以上的一部負担金を支払った場合が複数あり、さらにその合算が限度額を超えた場合、超えた分が払い戻されます。（世帯合算）

◎院外処方で支払った金額は、処方せんを出した医療機関に支払った一部負担金と合わせて計算。

◎国保の給付の対象とならないもの（入院時の差額ベット代など）や入院時の食事代は支給の対象になりません。

③12ヵ月間に4回以上高額療養費の支給を受ける場合

同じ世帯で、12ヵ月間に4回以上高額療養費の支給を受ける場合、4回目からは次の表の限度額を超えた分が払い戻されます。

住民税課税世帯	上位所得者	83,400 円
	上位所得者以外の方	44,400 円
住民税非課税世帯等		24,600 円



④70歳以上の方の場合（老人保健で医療を受ける方は除く）

70歳以上の方は、外来（個人単位）の限度額を適用後に自己負担限度額を適用します。入院の場合は **B** の自己負担限度額までの負担となります。

自己負担限度額（月額）		負担割合	自己負担限度額	
			外来（個人単位） A	外来+入院（世帯単位） B
一般		1割	12,000 円	44,400 円
一定以上*1 所得者		3割	44,400 円	80,100 円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（過去12ヵ月以内に B の自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円）
低所得者	Ⅱ*2	1割	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ*3	1割	8,000 円	15,000 円

◎低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』が必要となりますので、担当窓口申請してください。

*1：現役世代の平均的収入以上の所得のある方（課税所得が年145万円以上の方）と、その世帯に属する方。

ただし、年収が夫婦2人世帯などで520万円未満、単身世帯で383万円未満の方は届け出れば「一般」区分となります。

*2：属する世帯の世帯主、及び世帯員全員が住民税非課税の方。

*3：属する世帯の世帯主、及び世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いた時に0円となる方。

⑤ご存知ですか？

*人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられました。

2月18日(日)は 『昭和町長選挙』の投票日です

「投票は おとなの責任 子の未来」

任期満了に伴う、昭和町長選挙が下記日程で行われます。

投票日にご都合の悪い方は、「期日前投票」をどうぞ！

- ・告 示 日 2月13日(火)
- ・投 票 日 2月18日(日)
- ・投 票 時 間 午前7時～午後8時
- ・期 日 前 投 票 期 間 2月14日(水)～2月17日(土)
(告示日の翌日から投票日前日まで)
- ・期 日 前 投 票 時 間 午前8時30分～午後8時
- ・期 日 前 投 票 場 所 役場前プレハブ(期日前投票所)
- ・投 票 可 能 な 方

昭和62年2月19日以前に生まれた方で、平成18年11月12日以前に昭和町の住民基本台帳に記載され、引き続き住所を有している方

問合せ 昭和町選挙管理委員会 (☎275-2111)



新成人のみなさん、おめでとう！



1月7日(日)、町総合会館において平成19年昭和町成人式が行われました。今年、町では202名のみなさんが成人となり、式典には134名(男性76名・女性58名)が参加し、スーツや、あてやかな振袖に身を包んだみなさんが、気持ちを新たに大人の仲間入りをしました。



▲吉成侑子さんと岩本誠さんが、代表して記念品を受け取りました。



▲新成人を代表して川村優介さんが「誓いのことば」を述べました。



山梨県森林環境部からのお知らせ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、廃棄物の野外焼却を禁止しています。

【例】

- ・ 家庭から出たゴミや廃品の焼却
- ・ 解体した家屋から出た木くずや廃畳等の焼却
- ・ 事業活動で出た紙くず等の焼却
- ・ 霜害を防ぐための廃タイヤ等の焼却
- ・ 農業でマルチングやビニールハウスに使用したビニール類の焼却

【例外】

- ・ 廃棄物処理基準に適合した焼却炉でのゴミの焼却
(排ガス処理装置等を完備した焼却炉でのみ可能です。)
- ・ 災害の応急対策や復旧のために必要なゴミの焼却
- ・ 農業者や林業者が行う稲わらや伐採した枝等の焼却
- ・ 「どんと焼き」など風俗習慣又は宗教行事を行うための焼却
- ・ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却
(例～たき火、キャンプファイヤー、暖をとる為の薪の焼却など。
いづれの場合もビニール、プラスチックなどゴミを燃すことは出来ません。)

◆法律に違反して野外焼却を行った場合は、
以下の罰則の適用を受け処罰されます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 の 2、同法第 25 条 1 項

5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金

県民個々人が協力して違法なゴミの野外焼却をなくしましょう！

問合せ 山梨県森林環境部 中北林務環境事務所 (☎ 0551-23-3090)

剪定枝のチップを配布しています

剪定枝粉碎処理車により粉碎したチップを、公共施設の植栽等に草押さえとして敷きつめていますが、希望される町民の方にも配布いたします。配布を希望される方は、業務時間内に役場環境衛生課に住所・氏名・電話番号・持ちこられる日時・必要量を連絡してご利用ください。

常永公園西側にて積み込みができます。(運搬時にチップが飛び散らないようにシート、袋等を使用してください)

- ◆平日は、車に直接積み込みが可能です。(職員が予め車止めを取る事ができます)
- ◆土・日・祭日は、車に直接積み込む事は出来ません。(車止めを取る事が出来ませんので、容器等に入れて車まで運ぶ作業となります)

問合せ 役場環境衛生課 (☎ 275-2111 内線 226)

INFORMATION CORNER

『としょかんまつり』開催のお知らせ

日時 2月25日 午前10時から
場所 町立図書館

プログラム

- ★おはなし
- ★大型紙芝居
- ★だるまちゃんとてんぐちゃん(ペープサート)
- ★工作

午前中は、としょかんまつりの会場として視聴覚室・読書室を使用しますので、学習室としての使用は午後からとなります。ご協力お願いいたします。

問合せ 町立図書館 (☎ 275-7860)

『特設人権相談所』を開設します

日時 3月6日(火) 午前10時～午後3時
場所 中央市玉穂生涯学習館

内容

親族、夫婦、扶養、相続、登記、供託、戸籍、借地、借家、名誉、信用、差別、私的制裁、騒音、悪臭などについての悩み事

配偶者からの暴力、ストーカー、児童虐待、セクシャルハラスメントに関する問題

児童、生徒のイジメ問題、体罰の問題その他人権に関することで、どこへ相談してよいのか分からないなどで困っている場合

問合せ 役場企画行政課行政係 (☎ 275-2111 内線 211)

消防団への加入促進について

消防団は、消火活動や火災予防活動をはじめ、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、集中豪雨などの大規模災害発生時において、住民の生命や財産を守り、安全で安心して暮らせるよう重要な役割を果たしています。

特に、本県では、東海地震が切迫していると言われており、地域防災力の強化が求められています。常備消防といわれる消防本部や消防署だけでは、地域住民全体の安全確保は難しく、災害から住民を守るためには、地域に密着した消防団が不可欠であり、自分たちの街を愛する一人ひとりの力を合わせれば、万が一の際の被害も最小限に抑えることができます。

現在、本県には、約1万6千人の消防団員がありますが、団員の職業は、自営業や農業、会社員などさまざまであり、消防団活動を通じて、世代を超えた人間関係を構築することもできますし、近年、女性団員の活躍も増えてきています。

自分たちの地域の安全確保のため、男性の方も女性の方も、積極的な加入をお願いします。

問合せ 山梨県消防防災課 (☎ 223-1430)

または、近くの市町村役場まで

町の情報はホームページで!

<http://www.town.showa.yamanashi.jp/>

町のホームページには、身近な最新情報が掲載されています。

男女共同参画推進委員を募集します

町では、昭和町男女共同参画プラン「共に生き生き輝け昭和」を策定し、現在推進活動を行っています。

現在推進していただいている委員さんが3月末で任期が満了いたしますので、第3期男女共同参画推進委員を募集いたします。

募集資格 町内在住の成人男女で推進委員会の活動が可能な方
期 平成19年4月1日～平成21年3月31日(2年間)

活動内容

委員会(月1回)への参加、委員会事業への参画、男女共同参画プランの実施等(詳細は問合せください)

募集定員 30名 締切り 2月末日

申込み 住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業を提出してください。(様式自由、電話、FAX可)

問合せ 役場企画行政課 企画係

(☎ 275-2111 内線 213 FAX 275-2109)

平成19年度留守家庭児童学級の入級申込み説明会

町内3児童館及び町立児童センターにある、留守家庭児童学級の入級を希望される児童の申込み説明会を実施します。留守家庭児童学級は、就労や疾病のため保護者が留守をしているご家庭の児童を対象に開設されている学級です。

平成19年4月から希望される方(現在入級中の方も含む)はぜひ、お越しください。

入級申込書等は説明会当日にお渡しいたします。

*入級対象者(児童) 小学1～3年生で以下の①～③に該当する児童

- ①両親就労(共働き)家庭
- ②母子・父子家庭
- ③昼間保護者のいない家庭

*定員 1児童館につき50名(清水新居地区の児童センターは30名)

*説明会の日程 2月14日(水) 午後7時～7時30分受付
午後7時30分～9時

*場所 町総合会館2階 軽運動室

問合せ

西条児童館 (☎ 275-9616) 押原児童館 (☎ 275-6462)

常永児童館 (☎ 275-0358) 町児童センター (☎ 233-1152)

地上アナログテレビ放送終了のお知らせ

現行の地上アナログテレビ放送は、地上デジタル放送への移行に伴い、2011年7月24日までに終了いたします。

地上デジタルテレビ放送を視聴するには、①地上デジタル放送対応のテレビに買い換える②地上デジタルチューナーを買い足す③地上デジタル放送対応済みのケーブルテレビで視聴する、各方法があります。

詳しくは、下記へお問合せ願います。普及促進ロゴマーク



問合せ先

・受信相談/総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター (☎ 0570-07-0101)

(平日 9:00～21:00、土・日・祝日 9:00～18:00)

IP電話等、ナビダイヤルが繋がらない方は

(☎ 03-4334-1111)で、お受けいたしております。

・視聴エリア/(社)地上デジタル放送推進協会

ホームページ <http://www.d-pa.org>

INFORMATION CORNER

受講生募集

【第36回フィールド・ワーク講座】

～大菩薩を臨む百八霊場巡り～

山梨市と甲州市にある大菩薩を臨む八霊場を昭和町から順次巡ります。

定員に限りがありますので、お申込みはお早めどうぞ。

日 時	2月28日(水) 午前9時～午後4時(予定)
定 員	20名(定員になり次第締め切ります)
費 用	500円(拝観料等・当日徴収)
申込み	2月1日(木)から電話にて受付開始

《第6期・昭和町タイムリー講座》

《後期講座：現代と活字文化「著者を困む読書会」》

第4回・中沢新一氏と「山梨の原型—山梨の道祖神—」

山梨市出身の中沢新一氏は、現在、多摩美術大学芸術人類研究所所長としてジャンルを超えてご活躍中です。また、父・中沢厚氏は、山梨の石造物を名著「つびて」に残した在野の郷土史家として著名です。今回、県生涯学習センター主催の「やまなし生涯学習フォーラム」と連携して、中沢氏の講演会に参加することとしました。当日は、中沢氏の講演後、舞踏家・田中泯氏を交えてのパネルフォーラムもあります。

日 時	2月21日(水) 午後1時～4時30分
集 合	町中央公民館 (午後12時30分に集合後、町のワゴン車で送迎)
会 場	山梨県立文学館講堂(直接会場に行くことも可能です)

以上の申込みは、

町教育委員会 生涯学習課まで(☎275-3737)

スポーツ吹矢教室参加者募集

教育委員会では、町民の誰もが気軽にスポーツを楽しんでいただくため、スポーツ吹矢教室を開催いたします。車椅子の方でも簡単に参加できます。

運動不足の方も参加してみたいかたがたでしょうか？定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご希望の方はお早めにお申込みください。

開催日 2月23日・27日・3月2日・6日・9日・13日(火・金曜 全6回)

時 間 午後7時30分～9時30分

場 所 町総合体育館 武道館

参加料 1人105円 募集人数 20名程度

問合せ 町教育委員会生涯学習課(☎275-3737)



働く婦人の家・いきいき講座のお知らせ

講座名	講師	準備するもの	日程
お菓子づくり教室 ・イチゴの生チョコ ・クッキー ひな祭り・卒業・入学に「手作りのお菓子」をラッピングしてプレゼントしてみませんか!!	シエ・リー 洋菓子店 手塚理江子	エプロン・三角巾 材料費 1,500円	2月26日(月) 1回 午後7時30分～ 午後9時30分
ガーデニング教室 春色でお庭を飾ってみませんか!	花 福 生花店 高橋 智仁	エプロン・移植コテ・はさみ・手袋 材料費 1,500円	3月2日(金) 1回 午後7時30分～ 午後9時30分

開講場所 総合会館2階 働く婦人の家

受講料 無料(但し、テキスト代と材料費は有料となります)

定 員 各20名

受講対象者 町内在住者(男女を問わず参加できます)

受付開始 2月1日(木)～ 午前9時～午後5時まで

申込み方法 原則として電話で受付をします。

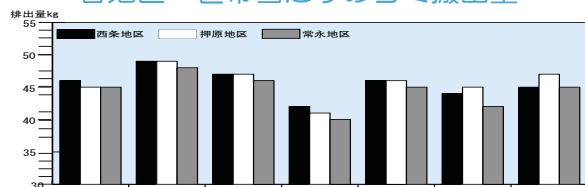
*ただし、土曜・日曜・祝祭日は除きます。

*定員になり次第締め切ります。

問合せ 町働く婦人の家(総合会館)(☎275-6461 直通)

役場いきいき健康課児童家庭係(☎275-2111 内線257)

各地区一世帯当たりのゴミ搬出量

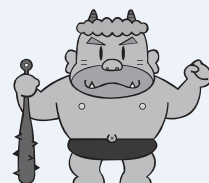


注: ゴミの搬出量は可燃ゴミと不燃ゴミの1か月の合計です。アルミ缶などの資源ゴミは除いてあります。12月は、先月と比較すると各地区とも増加しています。昨年の同月と比較すると西条地区、常永地区で4kg減少し、押原地区では1kg増加しています。引き続き、Reduce(リデュース=ゴミを出さない) Reuse(リユース=ゴミを再使用する) Recycle(リサイクル=ゴミを再利用する)の再確認、生ゴミの水切りやゴミの分別を徹底し、ゴミの減量を心がけましょう!!

国保ミニだより

町が医療機関などに支払った12月分の医療費は、約6,129万1千円(前年同月比18.2%の増)です。

医療費の増加を抑えるには、早期発見、早期治療が大切です。おやみな転医はつつしみ、医療費を大切に使いましょう。



お詫びと訂正

広報しょうわ1月号P5「税負担は増える?減る?」の中で、独身者の場合の表示に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

税源移譲後 誤) 所得税: 966,000円	正) 所得税: 868,500円
誤) 住民税: 163,000円	正) 住民税: 260,500円
誤) 住民税: 307,000円	正) 住民税: 404,500円
誤) 住民税: 553,000円	正) 住民税: 650,500円

みんなの広場

わか家の“アイドル”



たなか りょうたろう しんのすけ
田中 稜太郎くん・慎乃助くん

平成17年6月4日生・平成15年9月19日生(河西)
(父) 力さん (母) 珠希さん

いつもひょうきんな兄とマイペースな弟。毎日一緒に泣いたり笑ったり。2人は家族の大切な宝物です。

わか家のアイドル募集中！お申込みは、役場企画行政課企画係（☎275-2111内線212）まで

みんなの健康

毎月19日は、食育の日

今月は 飯喰区食生活改善推進員さんから

家族の健康の基本は栄養のバランスから！



《みみ》（4人分）

- | | | | |
|-----------|--------|------------|--------|
| *みみ | 20個 | *豚ロース薄切り肉 | 150g |
| *ごぼう・にんじん | 各1/3本 | *里芋 | 4個 |
| *しめじ | 1パック | *かぼちゃ | 1/8個 |
| *油揚げ | 1枚 | *ネギ | 1本 |
| *だし | 6~7カップ | *みそ | 大さじ4~5 |
| *サラダ油 | 大さじ | *お好みで七味唐辛子 | |

●みみの作り方（約100個分）

- みみづくり（材料 小麦粉 400g 塩 少々 水 200cc）
- こね鉢に塩少々を振り、そこに小麦粉を入れ真ん中をへこませ、水200ccを少しずつ加えてよく混ぜ合わせこねる。（水加減は固さを見て調整する）
 - 水と粉がよくなじんだら、1つにまとめていく。
 - 耳たぶくらいの固さにまとったら、のし板（布）の上に移し、外側を中へ押し込む様にしながら、粘りがでるまでこねる。
 - 打ち粉をひき、円形に整えた粉の玉を手で押しつぶしながら円形を保つ様にして、玉を動かしながらのばし棒で薄くのばす。
 - 薄く伸ばし広げたら、3cm幅位に切りそれを3cm四方の正方形に切る。

- 1枚の正方形を半分に折り、長方形にして上1/4を手前に折る。下の2枚重ねの間を広げ、農具の『み』の形を作る。

●作り方

- 1 豚肉は2cm幅に切る。ごぼうは斜め薄切りにして水にさらす。にんじんはいちょう切りにする。里芋は縦に皮をむいて、1.5cm厚さに切って塩でもんでめめりを洗い流す。
- 2 しめじは石づきを取ってほぐす。かぼちゃは一口大に切る。
- 3 サラダ油大さじ1で1を炒め、だしを注いで煮立て、アクを取り煮立てる。
- 4 2と油揚げを加え、煮立ったらみみを1つずつ入れていき、10~15分煮る。みそ大さじ4~5で調味し、最後に小口切りのネギを散らす。好みに七味唐辛子を。

★ひとこと

- みみを作る時に、薄く伸ばしたら軽くたたんで1cm幅に切ると、ほうとうになります。
- 煮込む野菜は、他にもきのこ類大根、白菜等お好みのものを入れて野菜たっぷりでもいいかと思えます。
- みみをたくさん作って冷凍保存できます。

*まちの鳥 =ひばり	まちの動き 人口	16,575人(+31)
*まちの花 =れんげ	男	8,545人(+7)
*まちの木 =乙女椿	女	8,030人(+24)
	世帯数	6,550戸(+8)
	1月1日現在 ()内は前月比	